

政令第 号

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十条の六第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とする。

第十三条の前の見出しを削り、同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第十二条中「第九条第一項及び第十条」を「第十条第一項及び第十一条」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等)

第七条 機構は、法第十六条の六第三項の規定による命令を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する安定供給確保支援基金の額のうち機構が当該安定供給確保支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として経済産業大臣が定める額を、同条第三項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により法第十六条の六第三項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法第十六条の六第三項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等について必要な事項を定める必要があるからである。